

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、次に定める経営理念に基づき、ステークホルダーの発展を含めた社会への貢献を当社の使命とし、持続的かつ安定的な成長と企業価値の向上を目指しております。

〈経営理念〉

「人々の暮らしを安全・快適にする技術や製品を提供し、社会に貢献するKYBグループ」

- 1.高い目標に挑戦し、より活気あふれる企業風土を築きます。
- 2.優しさと誠実さを保ち、自然を愛し環境を大切にします。
- 3.常に独創性を追い求め、お客様・株主様・お取引先様・社会の発展に貢献します。

持続的な成長と企業価値向上の実現を通してステークホルダーの期待に応えるとともに、社会に貢献するという企業の社会的責任を果たすため、取締役会を中心に迅速かつ効率的な経営体制の構築ならびに公正性かつ透明性の高い経営監督機能の確立を追求し、次の基本方針に基づきコーポレートガバナンスの強化および充実に取り組むことを基本的な考え方としております。

〈基本方針〉

- 1.当社は、株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- 2.当社は、株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの適切な協働に努める。
- 3.当社は、法令に基づく開示はもとより、ステークホルダーにとって重要または有用な情報についても主体的に開示する。
- 4.当社の取締役会は、株主受託者責任および説明責任を認識し、持続的かつ安定的な成長および企業価値の向上ならびに収益力および資本効率の改善のために、その役割および責務を適切に果たす。
- 5.当社は、株主との建設的な対話を促進し、当社の経営方針などに対する理解を得るとともに、当社への意見を経営の改善に繋げるなど適切な対応に努める。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

(補充原則1-2-4 議決権の電子行使および招集通知の英訳)

当社は、議決権の電子行使を可能とするため、議決権電子行使プラットフォームを採用しております。尚、当社における海外投資家の比率や、社内のリソースなどを考慮し、合理的な範囲内で招集通知の英訳を行うことを今後検討して参ります。

(補充原則1-2-5 実質株主の株主総会出席および議決権行使)

当社は、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行などの名義で株式を保有する機関投資家などの実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは現時点では原則認めておりません。但し、実質株主の要望、信託銀行の動向、全国株懇連合会のガイドラインなどを注視しつつ、当社の対応を今後検討して参ります。

(補充原則4-1-3 最高経営責任者などの後継者計画)

当社は、最高経営責任者などの後継者計画は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための重要課題と認識しております。最高経営責任者などに求められる要件、育成方針などについては、当社を取り巻く経営環境や当社の企業風土なども踏まえて総合的に検討するとともに、必要に応じて、取締役会によるその監督体制のあり方についても今後検討して参ります。

(原則4-8 独立社外取締役の有効な活用)

当社の独立社外取締役は1名に留まりますが、コーポレートガバナンスの更なる強化の観点から、更に1名の独立社外取締役を選任できるよう努めて参ります。当社の独立社外取締役としての資質を備えた適切な候補者を確保することができたら、今後の株主総会におきまして、取締役選任議案を上程させて頂きます。

(補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価)

取締役会全体の実効性についての分析および評価ならびにその結果の概要に関する開示については、今後検討して参ります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4 いわゆる政策保有株式)

1.政策保有に関する方針

当社は、中長期的な企業価値向上の観点から、事業戦略上や事業運営上の信頼関係や取引関係の維持または強化が見込まれる株式については、成長性や経済合理性を総合的に判断し、必要と認められる政策保有株式を保有しております。また、主要な政策保有株式については、毎年取締役会においてその保有目的や合理性を検証しております。

2.議決権行使に関する方針

当社は、政策保有株式の議決権行使にあたって、株式発行会社の経営方針や事業戦略を十分に確認した上で、中長期的な企業価値向上や株主還元向上に資するかどうかを議案ごとに検討し、判断しております。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

当社は、取締役や主要株主などと関連当事者間の取引を行う場合には、当社の「取締役会規則」に基づき、取締役会での審議および決議を要することとしております。尚、この場合、該当する取締役については、特別利害関係者として当該審議および決議から除外することとしております。更に、関連当事者間の取引の状況および結果などについては、取締役会での報告を要することとしており、事後的な監視体制も整えております。また、当社の取締役に対して、関連当事者間の取引の有無を確認するために、毎年質問書を交付し、提出を求めています。その他、企業行動指針や社内規程を定め、お客様、お取引先様、グループ会社との公正かつ公平な取引を励行しております。

(原則3-1 情報開示の充実)

(1) 経営理念、経営戦略、中期経営計画については、当社ホームページに掲載しております。

(経営理念: <http://www.kyb.co.jp/ir/philosophy.html>)

(経営戦略および中期経営計画: [http://www.kyb.co.jp/ir/media/ir\\_20140609\\_01.pdf](http://www.kyb.co.jp/ir/media/ir_20140609_01.pdf))

(2) 当社は、次に定める経営理念に基づき、ステークホルダーの発展を含めた社会への貢献を当社の使命とし、持続的かつ安定的な成長と企業価値の向上を目指しております。

《経営理念》

「人々の暮らしを安全・快適にする技術や製品を提供し、社会に貢献するKYBグループ」

1. 高い目標に挑戦し、より活気あふれる企業風土を築きます。
2. 優しさで誠実さを保ち、自然を愛し環境を大切にします。
3. 常に独創性を追い求め、お客様・株主様・お取引先様・社会の発展に貢献します。

持続的な成長と企業価値向上の実現を通してステークホルダーの期待に応えるとともに、社会に貢献するという企業の社会的責任を果たすため、取締役会を中心に迅速かつ効率的な経営体制の構築ならびに公正性かつ透明性の高い経営監督機能の確立を追求し、次の基本方針に基づきコーポレートガバナンスの強化および充実に取り組むことを基本的な考え方としております。

《基本方針》

- 1 当社は、株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
  - 2 当社は、株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの適切な協働に努める。
  - 3 当社は、法令に基づく開示はもとより、ステークホルダーにとって重要または有用な情報についても主体的に開示する。
  - 4 当社の取締役会は、株主受託者責任および説明責任を認識し、持続的かつ安定的な成長および企業価値の向上ならびに収益力および資本効率の改善のために、その役割および責務を適切に果たす。
  - 5 当社は、株主との建設的な対話を促進し、当社の経営方針などに対する理解を得るとともに、当社への意見を経営の改善に繋げるなど適切な対応に努める。
- (3) 当社は、取締役の報酬について、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内において、会社の業績や経営内容、経済情勢などを考慮の上、取締役会の決議により決定しております。
- (4) 取締役および監査役候補の指名を行うにあたって、適格性、実績、知識、経験、能力などのバランスを考慮しております。尚、取締役および監査役候補については、取締役会の決議により決定しており、加えて、監査役候補については、監査役会の同意を得ております。
- (5) 社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しております。また、取締役候補および監査役候補については、株主総会招集通知に個人別の略歴などを記載しております。

(補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲)

当社は、執行役員制度を導入しており、意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図っております。取締役会は、「取締役会規則」、「付議基準」、「報告基準」を定め、取締役会自身が決議し、または報告を受ける事項を明確にしております。また、重要性、金額、性質などに基づき経営陣が決定すべき事項を社内規程として整備し、経営陣に権限を付与しております。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質)

当社は、会社法上の社外取締役の要件および金融商品取引所が定める独立性基準に基づき、独立社外取締役の候補者を選定しております。当社独自の独立性基準を策定することも今後検討して参ります。

(補充原則4-11-1 取締役会全体のバランス)

取締役会は、社内取締役6名、社外取締役1名で構成されており、効率的かつ迅速な意思決定を行う上で、適切な規模と考えております。社内取締役については、事業分野に精通した者、専門機能に精通した者、企業経営の経験者、海外事業経験者、社外取締役については弁護士で構成されており、取締役全体の知識、経験、能力などのバランスには十分に配慮しております。取締役選任の方針および手続きについては、原則3-1(4)に記載しております。

(補充原則4-11-2 取締役および監査役兼任状況)

社外取締役の当社以外の上場会社の役員兼任状況については、株主総会招集ご通知の株主総会参考書類で開示しております。社外取締役1名は、当社以外の上場会社の役員を兼任しておりますが、兼任社数は合理的な範囲であり、その役割および責務を適切に果たすことができるものと考えております。その他の取締役および監査役については、現時点で当社以外の上場会社の役員を兼任しておりません。

(補充原則4-14-2 取締役および監査役トレーニング方針)

当社は、社内取締役および社内監査役については、就任時に、経営者もしくは監査役としての役割および責務の理解ならびに経営、財務、法令、コーポレートガバナンス、リスク管理などの必要な知識習得のための講習会を受講することとしております。社外役員については、就任時に当社の経営戦略、事業内容、組織体制などの情報を提供するとともに、工場視察を実施し、当社の理解を深めることとしております。取締役または監査役就任後は、その役割および責務を適切に果たすために、重要な法令などの改正がある場合や時勢に応じて新しい知識が必要とされる場合には、適宜講習会や説明会を受講し、知識の研鑽に努めることとしております。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主などとの建設的な対話を促進するために、経理統轄役員が統轄し、経理本部のIR室が株主および投資家の皆様への対応を実施しております。対話を充実させるために、IR室は社内の関連部門と連携し、適切に対応できる体制を整えております。当社は、社長および経理統轄役員が経営戦略や財務状況を説明するアナリストおよび機関投資家向け決算説明会を半期に一度開催しております。また、個別面談にも随時対応するとともに、国内外のカンファレンスへの参加や個別の海外IR活動を通じて、海外の株主および機関投資家の皆様とも積極的なコミュニケーションを図っております。IR活動を通して頂いた皆様の意見や要望などは、取締役会および経営陣に定期的にフィードバックし、情報を共有しております。株主および投資家の皆様との対話において、お互いに不利益を被ることがないよう、インサイダー情報の取り扱いには十分留意し、決算日翌日から決算発表日までの期間はサイレント期間として、株主および投資家の皆様との対話の制限や社内の情報管理の徹底を図っております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

### 【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称                  | 所有株式数(株)   | 割合(%) |
|-------------------------|------------|-------|
| トヨタ自動車株式会社              | 19,654,175 | 7.63  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 10,201,000 | 4.34  |
| 明治安田生命保険相互会社            | 10,046,500 | 3.90  |

|   |           |      |
|---|-----------|------|
| 日立建機株式会社  | 8,920,000 | 3.46 |
| KYB協力会社持株会  | 6,564,000 | 2.55 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                         | 6,538,000 | 2.46 |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 6,115,000 | 2.37 |
| 株式会社大垣共立銀行  | 5,914,334 | 2.30 |
| JUNIPER   | 4,948,000 | 2.14 |
| 株式会社みずほ銀行   | 4,905,195 | 1.91 |

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

#### 補足説明 更新

大株主の状況は、2015年9月30日現在のものです。

### 3. 企業属性

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 第一部        |
| 決算期                 | 3月            |
| 業種                  | 輸送用機器         |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上       |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 1000億円以上1兆円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社以上50社未満    |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—————

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特になし

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 12名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長 会長(社長を兼任している場合を除く)

取締役の人数 7名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1名

#### 会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 鶴田 六郎 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) 更新

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明   | 選任の理由  |
|-------|------|--|--|
| 鶴田 六郎 | ○    | 鶴田六郎法律事務所代表 弁護士<br>TPPR株式会社 社外取締役<br>J.フロントリテイリング株式会社 社外監査役<br>株式会社三井住友フィナンシャルグループ 社外監査役 | 弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役に選任致しました。また当社との間に特別な利害関係はなく、中立、公正な立場にあることから、独立役員として指定致しました。 |

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4名

監査役の人数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から、監査結果について定期的に報告と説明を受け、監査に関する率直な意見や情報の交換を適宜行っております。監査部は、監査の効率化を図る為に、監査役会と定期的に情報交換会（年度監査計画、監査に関するトピックスの検討、内部統制に係る意見および情報交換等）を行っております。さらに、監査役は監査部監査の立会い、監査部は監査役の事業所および関係会社監査の支援等相互に連携を取っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1)

| 氏名   | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
|      |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |  |
| 谷 充史 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |
| 川瀬 治 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名   | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由  |
|------|------|--------------|--|
| 谷 充史 |      | ——           | 金融機関在任中の知識および経験を生かし、監査・財務およびグローバルな観点から当社の監査業務および企業経営の健全性を確保するための有意義な発言をいただくため、選任致しました。 |
| 川瀬 治 | ○    | ——           | 経営、財務、監査等の知識、経験をもち専門性と共に社会一般の見識を有し、中立・公正な立場にあることから選任致しました。                             |

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

## 該当項目に関する補足説明

報酬、賞与等で十分と判断しております。

ストックオプションの付与対象者

## 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明

開示手段 有価証券報告書、報告書  
開示状況 全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

イ. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員報酬は、月額で固定的に支払われる固定報酬と、会社や個人の業績に連携した変動報酬(役員賞与)により構成されております。なお、取締役並びに監査役退職慰労金は、各々2011年6月をもって制度を廃止致しました。

ロ. 役員報酬等の決定方法

- 取締役月次報酬額については、1997年6月27日開催の第75期定時株主総会において決議された報酬額(取締役総員で月額3,000万円以内)の範囲において取締役会の決議、監査役月次報酬額については、2011年6月24日開催の第89期定時株主総会において決議された報酬額(監査役総員で月額800万円以内)の範囲内において監査役の協議により、各々確定しております。
- 変動報酬である役員賞与については、毎年の定時株主総会で決議された範囲内において取締役会の決議により確定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に對しては総務部と経営企画部がサポートしております。  
社外監査役を含む監査役に對しては、監査部が随時スタッフを提供し、監査役業務をサポートしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

<業務遂行>

当社は、執行役員制を採用し、意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図っております。

取締役会は社外取締役1名を含む7名で構成し、原則として毎月1回開催いたします。当社は、取締役会を法令で定められた事項のほか、経営方針など経営に係る重要事項の意思決定や経営執行の監視機関と位置付けております。

執行役員制度の導入に伴い、経営の基幹に係る重要事項を審議する「執行役員会」とともに、国内関係会社の経営執行に係る重要事項を審議する「国内関係会社経営会議」や、海外関係会社の経営執行に係る重要事項を審議する「グローバル・ストラテジー・コミッティー」、さらに、取締役社長自らが工場現場に向き、各製品の品質問題ほか経営課題をフォローする「社長報告会」などの会議体を設置し、グループ経営監視体制の強化を図っております。

<内部監査及び監査役監査の状況>

(a) 監査役監査

監査役は、監査役会で立案した監査計画に基づき取締役会その他重要な会議に出席すると共に、各事業への往査により取締役の職務執行状況を監査しております。

監査役は、主要な子会社の非常勤監査役を兼務し、各社の業務執行状況の監査を行っております。

定期的開催する「KYBグループ監査役連絡会」において、各社の情報やグループの統一的な監査方針の共有化を図っております。

監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、意見および情報の交換を行い、効果的・効率的な監査を実施しております。

なお、監査役は、経営、財務、監査等の知識、経験をもち、専門性と共に社会一般の識見を有し、中立・公正な立場にあります。

(b) 内部監査

内部監査組織として、監査部(部員8名)を設置しております。

監査部は、内部監査規程に基づき、KYBグループおよび本社主管部署の内部監査を実施しております。

監査部は監査役に対して、内部監査結果や社内外の諸情報などを報告するだけでなく、随時スタッフを提供し、監査役業務を支援しております。また、監査役が補助すべき従業員を求めた場合、取締役社長は補助にあたる従業員を配置いたします。当該従業員の人事異動・評価については監査役会の事前同意を要することとし、監査役会の指揮命令を明確化することを以って監査役指示の実効性を確保いたします。

監査部と会計監査人は、財務報告に係る内部統制評価に関する監査計画と結果について、定期的および必要に応じて随時ミーティングを実施しております。

(c) 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は会計監査人から、監査結果について定期的に報告と説明を受け、監査に関する率直な意見や情報の交換を適宜行っております。  
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、金塚厚樹、植草寛および小林圭司の3名であり、「有限責任 あずさ監査法人」に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他10名であります。

(d) 監査役と内部監査部門の連携状況

監査部は、監査の効率化を図る為に、監査役会と定期的に情報交換会(年度監査計画、監査に関するトピックスの検討、内部統制に係る意見および情報交換等)を行っております。さらに、監査役は監査部監査の立会い、監査部は監査役の事業所および関係会社監査の支援等相互に連携を取っております。

(e) 監査役への報告体制

当社の監査役は、取締役会および定期的に開催する経営進捗確認のための会議体を通じて、KYBグループの業務執行の報告を受けております。

KYBグループの取締役および従業員ならびに子会社の監査役は、KYBグループに重大な法令・定款違反および重大な損害発生、またはそのおそれのある場合、その事実を当社の監査役に速やかに報告しております。

当社は、監査役に報告した者に対して当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを行わないことを、KYBグループの取締役および従業員に周知徹底しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外監査役による監査により、実効性のある経営監視が期待でき、有効なガバナンス体制がとられているものと判断しておりますが、より実効的な体制をとるべく社外取締役1名を選任しております。

また、社外チェックという観点から、経営監視機能の客観性を一層高めるために、中立、公正な立場にある社外取締役1名および社外監査役のうち1名を独立役員としております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|  | 補足説明  |
|--|---|
| 株主総会招集通知の早期発送                                | 当社の第93期定時株主総会の招集通知は、6月2日に発送致しました。法定期日より1週間前の発送となっております。今後も早期に発送できるよう努めてまいります。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定                              | 平成13年の株主総会より、集中日の1日前に開催しております。平成19年よりさらに前倒しし、集中日の2日前に開催しております。                |
| 電磁的方法による議決権の行使                               | 当社は第89期定時株主総会から、インターネットによる議決権行使ができるように致しました。                                  |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 平成23年より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。                            |
| その他  | 当社ホームページには招集通知、決算短信、有価証券報告書等を含めて掲載し、投資家の皆様へ情報を開示しております。                       |

#### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明  | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 毎年2回の決算説明会の他に、内外のアナリストからの取材を受付けております。             | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 決算説明会の資料をホームページに掲載しております。                         |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 当社ではIR室を設置し、機関投資家・個人投資家・証券アナリスト等による取材への対応をしております。 |               |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                  | 補足説明   |
|------------------|--|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 環境保全活動、CSR活動等の実施、「環境・社会報告書」の発行、省エネ活動の促進、環境監査を実施しております。 |

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

コーポレートガバナンスを機能させるための重要な基盤として内部統制システムを位置付け、内部統制の確立を通じて、業務の透明性を高めると共に、業務の有効性・効率性・信頼性を確保しております。  
この「内部統制システムの基本方針」につきましては、毎年、取締役会にて決議しております。

#### イ) コンプライアンス体制

- ・取締役社長は、取締役会で決議した「企業行動指針」をもとにその精神を取締役、執行役員および従業員に繰り返し伝えることにより、法令・定款遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底いたします。この「企業行動指針」は当社および当社の子会社(以下、KYBグループという)すべてに適用しております。
- ・当社は、KYBグループの横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握・対処のため、法務部をKYBグループのコンプライアンス担当部としております。KYBグループは、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに同部に報告し、法務統轄役員が中心となり対策を講じております。
- ・取締役社長は、日常の業務報告の他、制度化した「即報制度」「内部通報制度」を活用してKYBグループ全体の重要情報を速やかに入手し、コンプライアンスの確保に万全を期しております。
- ・当社は、通報者の承諾なく、その氏名を開示せず、かつ通報者に不利益がないことを確保いたします。
- ・監査部は、取締役社長の指示に基づきKYBグループの内部監査および本社主管部署のリスク管理状況の監査を行い、内部統制の整備状況の評価および改善提案を行っております。

#### ロ) 情報の管理体制

- ・取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁情報により記録し、重要文書取扱規則、文書整理・保管基準に基づき適切に保存および管理しております。
- ・上記の情報・文書は、監査役または監査役会が求めた時は速やかに閲覧に供されております。
- ・これらの文書類の管理については、監査部が必要に応じて監査を行っております。

#### ハ) グループ管理体制

- ・当社は、週次、月次の書面での報告ならびに取締役会および定期的に開催する経営進捗確認のための会議体を通じて、KYBグループの業務執行の報告を受けております。
- ・当社は、KYBグループの業務の適正を確保するため、「グループ企業管理規程」を制定し、KYBグループ経営に係る指導・管理・監視体制をとっております。
- ・当社は、「執行役員会」等の会議体を通じて、常にKYBグループの業務の適正化を図っております。
- ・取締役会は、取締役および執行役員がKYBグループの必要な組織を構築し、効率的な運営と体制整備を行うことを監視しております。
- ・「企業行動指針」は、KYBグループ共通の行動指針であり、グループの役員・従業員はこれを遵守いたします。
- ・子会社の監査役は、原則として当社の取締役、執行役員、監査役または従業員が兼務し、会計監査・業務監査を行っております。
- ・取締役および執行役員は、KYBグループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導しております。
- ・監査役は「KYBグループ監査役連絡会」を通じ、もしくは会計監査人および監査部と緊密に連携し、KYBグループ全体の監査を実効的かつ適正に行っております。

#### ニ) リスク管理体制の整備の状況

- ・本社主管部署は、機能としてKYBグループ企業個別のあるいは横断的なリスクを管理し、問題点の把握およびリスク発生時の対応を行っております。
- ・本社主管部署は、日常監視体制として、コンプライアンス、環境・安全、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、規程・ガイドライン等を制定整備し、運用の指導と監視・評価を行っております。
- ・KYBグループの事業および投資に係るリスクは、取締役会・執行役員会その他の会議体において管理しております。
- ・取締役社長は、重大リスクが発現した時には「緊急対策本部」を設置して情報を集約・分析し、被害を最小限に抑制するため適切な措置を講じております。

#### ホ) 責任限定契約の内容の概要

- ・当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および監査役(社外監査役に限らない)との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- ・当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

##### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業行動指針において「私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える、暴力団、総会屋等の反社会的勢力に対しては断固として対決します」を基本方針と定め、宣言しております。

##### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

###### (1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

不当要求防止責任者等反社会的勢力の対応窓口は本社総務部が担当し、反社会的勢力の排除を含めたコンプライアンス全般については、法務部が責任部署となっております。

###### (2) 外部の専門機関との連携状況

所轄警察署、地区特殊暴力防止対策協議会、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士との緊密な連携体制をとっております。

###### (3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び地区特殊暴力防止対策協議会主催の暴力団排除活動に積極的に参加し、情報収集にあたるほか、所轄警察署との連携により得られた反社会的勢力の情報については、社内データベースに登録し、社内ネットワークにて関連部署と情報を共有しております。

###### (4) 対応マニュアルの整備状況

警視庁管内特殊暴力防止対策連合会にて製作された特殊暴力対策マニュアルを各拠点総務責任者に配布し、対応方法の周知徹底を図っております。

(5)研修活動の実施状況

新入社員教育や階層別教育プログラム等のコンプライアンス教育の中で、反社会的勢力排除に関する当社の基本的な考え方についての教育を実施しております。さらに、グループ会社に対しても、企業行動指針説明会の中で、反社会的勢力との決別について解説しております。また、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会にて製作された教育用DVDビデオを各拠点総務責任者に配布し、反社会的勢力との対応方法の教育を実施しております。

(6)取引先との暴排条項の取り交わしの実施状況

取引先の間では、誓約書などにて反社会的勢力排除をお互いに義務付ける文書を取り交わしております。

